令和３年２月８日から本府の押印義務見直し指針に基づき、申請書への押印義務を廃止しました。

後援名義使用承認等申請における提出書類について（留意事項）

１　大阪府の生涯スポーツ社会づくりに寄与する団体等が主催する事業に対する大阪府の後援名義の使用承認等を受けるには、次の書類を事業実施日の１ヶ月前までに文化・スポーツ室　スポーツ振興課まで提出してください。（リーフレット制作等にあたり、早めの交付を希望される場合は、交付希望日の１ヶ月前までに提出してください。）

1. 後援名義使用承認等申請書
2. 申請団体の規則、会則、定款、規約等
3. 申請団体の役員名簿（役職・氏名を明記したもの）
4. 事業計画書、開催要綱、企画書、プログラム、チラシ（原稿）等、事業の内容を明らかにする書類
5. 収支予算書

　　※必要があると認めるときは、上記に加えて活動歴などその他資料の提出を求める

ことがあります。

　なお、申請後における事業内容等の変更や新たな広報資料等の作成があった場合は、

速やかに報告してください。

２　書類等を審査のうえ、申請のあった事業が大阪府の生涯スポーツ社会づくりに寄与すると認められる場合、後援名義使用承認書等を交付します。

３　事業終了後１ヶ月以内に、次の書類を添えて文化・スポーツ室スポーツ振興課まで提出してください。

1. 事業実施報告書（知事賞の受賞者名（団体名、個人名等）を報告してください）
2. 実施に際して配布し又は掲示した要綱、プログラム、ポスター、チラシ等、行った事業の内容を明らかにする書類
3. 収支決算書

大阪府では、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現をめざしています。

事業の実施に当たっては、すべての人の人権が尊重されるよう配慮をお願いします。